

○新潟市岩室健康増進センター条例施行規則

平成17年3月11日規則第33号

改正

平成19年3月30日規則第61号
平成19年8月1日規則第169号
平成29年3月22日規則第25号
令和3年12月27日規則第65号

新潟市岩室健康増進センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市岩室健康増進センター条例（平成16年新潟市条例第60号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用料の納付期日決定の申請等）

第2条 条例第7条第2項の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第1号による使用料納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第2号による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

（使用料の免除）

第3条 条例第8条に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、別表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

2 条例第8条の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第3号による使用料免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第4号による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、別表4の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、別表1の項又は2の項に該当する者は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示して使用料の免除を受けることができる。

（使用料の還付）

第4条 条例第9条第1項ただし書に規定する特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に掲げるところにより、使用料を還付するものとする。

還付する場合		還付する額
1	利用者がその責めに帰すことのできない理由によってセンターを利用できなかった場合	使用料の額に相当する額
2	市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第9条第1項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第5号による使用料還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第6号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第7号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第14条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 定款、寄付行為又はこれらに準ずるもの
- 役員名簿
- 経営状況に関する書類
- 納税を証する書類
- その他市長が必要と認める書類

（使用料の徴収委託）

第6条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、指定管理者に使用料の徴収事務を委託すること（以下「徴収委託」という。）ができる。

（徴収事務委託証）

第7条 市長は、前条の規定により徴収委託をしたもの（以下「受託者」という。）に別記様式第8号による岩室健康増進センター使用料徴収事務委託証（以下「委託証」という。）を交付するものとする。

（徴収委託の告示及び公表）

第8条 市長は、第6条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への掲載その他の方法により公表しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第9条 受託者は、徴収した使用料を徴収した日の翌日(その日が休館日又は日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日)までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
 - (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
 - (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
 - (4) その他市長が徴収委託をすることが不相当であると認めた場合
- 2 前項の規定により徴収委託を解除されたものは、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。
- 3 第8条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月21日から施行する。

附 則(平成19年規則第61号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第169号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成29年3月22日規則第25号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月27日規則第65号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第3条関係)

	特別の理由	免除する額
1	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けた者又は療育手帳(知的障がい者の福祉の増進を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。)において知的障がい者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付を受けた者が利用する場合	入館料の全額
2	精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。)として記載されている者、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄に第1種身体障害者である旨が記載されている者又は療育手帳に旅客運賃の割引の区分として第1種知的障害者である旨が記載されている者が利用する場合で、その者1人につき1人の介助者	
3	市が主催する事業に利用する場合	全額
4	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

新潟市岩室健康増進センター使用料納付期日決定申請書

年 月 日

(あて先)新潟市岩室健康増進センター指定管理者

住所(団体にあつては所在地)

申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり納付期日の決定を受けたいので申請します。

記

利 用 日	年 月 日		
中学生以上の者	円	人	円
小学生以下の者	円	人	円
市内に住所を有する65歳以上の者	円	人	円
		計	円
納付希望日	年 月 日		
納付期日の決定を必要とする理由			

注 太線の枠内だけ記入してください。

上記のとおり納付期日を決定してよろしいか。

決 裁		処 理 欄	起案： 年 月 日
			決裁： 年 月 日
			通知日： 年 月 日
			通知番号： 第 号
			納付期日： 年 月 日

新潟市岩室健康増進センター使用料納付期日決定通知書

年 月 日

様

新潟市岩室健康増進センター指定管理者 印

下記のとおり納付期日を決定したので通知します。

記

利 用 日	年 月 日		
中学生以上の者	円	人	円
小学生以下の者	円	人	円
市内に住所を有する65歳以上の者	円	人	円
		計	円
納 付 期 日	年 月 日		

新潟市岩室健康増進センター使用料免除申請書

年 月 日

(あて先)新潟市岩室健康増進センター指定管理者

住所(団体にあつては所在地)

申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり使用料の免除を申請します。

記

利 用 日	年 月 日		
中学生以上の者	円	人	円
小学生以下の者	円	人	円
市内に住所を有する65歳以上の者	円	人	円
免除前の額			円
免除申請額			円
免除を必要とする理由			

注 太線の枠内だけ記入してください。

上記のとおり使用料を免除してよろしいか。

決 裁		処 理 欄	起案：	年 月 日
			決裁：	年 月 日
			通知日：	年 月 日
			通知番号：	第 号
			免除前の額	円
			免除額	円
			免除後の額	円

新潟市岩室健康増進センター使用料免除決定通知書

年 月 日

様

新潟市岩室健康増進センター指定管理者 印

下記のとおり使用料の免除を決定したので通知します。

記

利 用 日	年 月 日		
中学生以上の者	円	人	円
小学生以下の者	円	人	円
市内に住所を有する65歳以上の者	円	人	円
免除前の額			円
免 除 額			円
免除後の額			円
免除を必要とする理由			

新潟市岩室健康増進センター使用料還付決定通知書

年 月 日

様

新潟市長

印

下記のとおり使用料の還付を決定したので通知します。

記

利 用 日	年 月 日		
中学生以上の者	円	人	円
小学生以下の者	円	人	円
市内に住所を有する65歳以上の者	円	人	円
納入済額			円
還付額			円
還付を必要とする理由			
還 付 方 法	<input type="checkbox"/> 銀行窓口払い		
	<input type="checkbox"/> 口座払い		
	金融機関：	銀行	支店
	預金種目：	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
	口座番号：		

新潟市岩室健康増進センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

所在地

申請者 団体名及び代表者氏名

電話番号

新潟市岩室健康増進センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第 号

新潟市岩室健康増進センター使用料徴収事務委託証

新潟市岩室健康増進センター指定管理者

上記のものに新潟市岩室健康増進センターの使用料の徴収事務を委託したことを証明する。

有効期限 年 月 日

年 月 日

新潟市長 印